

鹿屋市中山間地域等における利用者負担額軽減措置実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市中山間地域等における利用者負担額軽減措置実施要綱（令和4年鹿屋市告示第62号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、介護予防訪問介護」を削り、「及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービス」を「、介護予防小規模多機能型居宅介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、改正後の鹿屋市中山間地域等における利用者負担額軽減措置実施要綱の規定は、令和4年度分の中山間地域等に所在する小規模の事業所における利用者負担額の軽減措置から適用する。